

平成 20 年 12 月 26 日  
企業会計基準委員会

改正企業会計基準第 12 号  
**「四半期財務諸表に関する会計基準」及び**  
改正企業会計基準適用指針第 14 号  
**「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の公表**

**公表にあたって**

企業会計基準委員会では、平成 20 年 3 月に企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（以下「セグメント情報等会計基準」という。）が公表されたことに伴い、当委員会が平成 19 年 3 月に公表した企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」について、所要の改正を行うための審議を重ねてまいりました。

今般、平成 20 年 12 月 18 日の第 168 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準（以下「改正会計基準」という。）及びその適用指針（以下「改正適用指針」という。また改正会計基準と改正適用指針を合わせて、以下「改正会計基準等」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

改正会計基準等につきましては、平成 20 年 7 月 31 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

## **改正会計基準等の概要**

以下の概要は、改正会計基準等の内容を要約したものです。

### **■ セグメント情報等に関する事項（改正会計基準第 19 項(7) 及び第 25 項(5-2)）**

セグメント情報等会計基準適用後の四半期財務諸表には、次のセグメント情報等に関する事項を開示する。

- (1) 報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高
- (2) 企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要
- (3) 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と四半期損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要
- (4) 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容
- (5) 当年度の第 2 四半期以降に(4)の変更があった場合には、第 2 四半期以降に変更した理由
- (6) 前年度において(4)の変更を行っており、かつ、前年度の四半期と当年度の四半期の(1)の報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法との間に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の(1)及び(3)の事項  
なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。
- (7) 固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要
- (8) のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合には、その報告セグメント別の概要

### **■ 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合に開示すべき内容（改正適用指針第 40 項）**

報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、年度に準じた記載方法により、次の(1)及び(2)の内容を開示する。

- (1) 報告セグメントの変更
  - ① 事業セグメントの量的な重要性の変化による報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲の変更  
その旨、期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高の情報に与える影響を記載する。
  - ② 組織変更等、企業の管理手法が変更されたことによる報告セグメントの区分方法の変更

その旨、前年度の対応する期首からの累計期間について変更後の区分方法により作り直したセグメント情報に基づく報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高の情報を記載する。ただし、当該情報を開示することが実務上困難な場合には、期首からの累計期間について前年度の区分方法により作成した報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高の情報を記載することができる。

(2) 事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の重要な変更

その旨、変更の理由、当該変更が期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高の情報に与えている影響を記載する。

なお、(1)及び(2)の記載のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。

■ 適用時期等（改正会計基準第 28-2 項から第 28-4 項）

(1) 改正会計基準等は、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の第 1 四半期会計期間から適用する。なお、適用初年度においては、セグメント情報等に関する事項の前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間に関する開示を要しない。

(2) 適用初年度の第 1 四半期会計期間においては、セグメント情報等に関する事項について、次の事項を記載しなければならない。

- ① 報告セグメントの決定方法
- ② 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

以 上